

STOP温暖化アクションキャンペーン実行委員会
実行委員会規約

(名称)

第1条 この会は、「STOP温暖化アクションキャンペーン」実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 実行委員会は、「STOP温暖化アクションキャンペーン」(以下「キャンペーン」という。)を推進することにより、県民等に対し地球温暖化防止に向けた自発的な取組を促すことを目的とする。

(事業)

第3条 実行委員会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を実施する。

- (1) キャンペーンの企画、実施等に関すること
- (2) 関係機関との連絡調整に関すること
- (3) その他、目的達成のために必要な事業に関すること

(組織)

第4条 実行委員会は、別表に掲げる委員で組織する。

2 実行委員会は、キャンペーンの趣旨に賛同する者を委員として追加することができる。

(役員)

第5条 実行委員会には、委員長1名、副委員長1名、監事1名を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げないものとする。

(役員の職務)

第6条 委員長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が不在の時は、その職務を代行する。

3 監事は、実行委員会の会計を監査する。

(名誉委員長及び顧問)

第7条 実行委員会に、名誉委員長及び顧問を置くことができる。

2 名誉委員長は、名誉職とし、会議の議決を経て定める。

- 3 顧問は、委員長が委嘱する。
- 4 顧問は、事業の実施について助言することができる。

(会議)

第 8 条 実行委員会の会議は、委員長が招集し、議長を務める。

- 2 会議は、事業の実施に関する重要事項を審議決定する。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を実行委員会の会議に出席させ、発言させることができる。
- 4 実行委員会は委員の過半数で成立し、議事は出席委員の過半数で決する。

(経費)

第 9 条 実行委員会の経費は、負担金、協賛金、寄付金その他の収入をもって充てる。

(事務局)

第 10 条 実行委員会の事務局は、静岡県地球温暖化防止活動推進センターに置く。

(会計年度)

第 11 条 実行委員会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終了する。

(解散)

第 12 条 実行委員会は、その目的が達成されたとき、または、実行委員会の会議において解散の決議があったときに解散する。

- 2 解散する場合に、残余財産の処分は実行委員会の会議において決定する。

(その他)

第 13 条 この規約に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

(附 則)

- 1 この規約は、平成 19 年 5 月 25 日から施行する。
- 2 実行委員会の設立当初の会計年度は、第 11 条の規定にかかわらず、平成 19 年 5 月 25 日から平成 20 年 3 月 31 日までとする。